

18TEX 第 13 号
2018 年 6 月 22 日

組合員各位

日本繊維輸出組合
日本繊維輸入組合

「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」への協力依頼について

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素より組合運営に関しまして多大なるご協力賜わり誠にありがとうございます。

さて、この度、当組合に対し経済産業省製造産業局長並びに日本繊維産業連盟会長より添付の通り「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」への協力依頼がございました。

本件は、外国人技能実習に関し、繊維産業における法令違反が多く指摘され、業種別の不正行為では過半数を占めていること、また、その背景には我国縫製業界の一部では適正な賃金や労働環境を確保するには工賃が低すぎることから、取引全般の適正化の推進も必要であると指摘されています。このような事態を適正化するため、外国人技能実習制度の主務官庁である法務省及び厚生労働省の協力を得て、経済産業省は、繊維産業を所管する立場から、外国人技能実習法第 54 条に基づき、平成 30 年 3 月に日本繊維産業連盟傘下の業界団体及び関係業界団体等を構成員とする繊維産業技能実習協議会を設置いたしました。

当協議会は、構成員が相互の連絡を図ることにより技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、構成員の連携の緊密化を図るとともに、繊維産業の実情を踏まえ技能実習制度の適正化等に係る周知及び徹底等について協議し、6 月 19 日に開催されました第 4 回会合において「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」を決定いたしました。

つきましては、添付の「繊維産業における外国人技能実習の適正な実施等のための取組」について組合員企業の皆様にお知らせすると共に、組合員企業の皆様を通じ、お取引先事業者様、更にはサプライチェーンにある企業の皆様に対しても周知いただき、最終的には繊維業界全体として本取組に関し確実に実行されるよう適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

- ・ 経済産業省プレスリリース

<http://www.meti.go.jp/press/2018/06/20180619003/20180619003.html>

- ・ 経済産業省内掲載ページ

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/ginoujishshukyougikai/index.html